

(ストーブ)

第5条 固体燃料を使用するストーブ（移動式のものを除く。）にあつては、不燃材料で造つたたき殻受けを付設しなければならない。（か）（せ）（ひ）

2 前項に規定するもののほか、ストーブ（移動式のものを除く。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第11号から第14号まで及び第17号オを除く。）の規定を準用する。（う）（か）（け）（せ）（ひ）

【解説】

移動式ストーブは、火を使用する器具の規定の適用を受けるが、本条は移動式以外のもの、即ち固定式ストーブに対する規定である。したがって、屋外に通じる煙突又は排気筒を設けたものは固定式のものになり、本条の適用を受ける。

1 ストーブの建築物等及び可燃性の物品からの離隔距離は、表5-1によること。

ただし、ストーブが、（一財）日本ガス機器検査協会又は（一財）日本燃焼機器検査協会が定めた防火性能基準に適合したものについては、防火性能が確保され、安全性の高いものとなっていることから、当該設備等に貼付されているいずれかの協会名の認証ラベルに記載の離隔距離として差し支えない。

表5-1

火気設備等又は火気器具等の種別						離隔距離（単位：センチメートル）				
						入力	上方	側方	前方	後方
ストーブ（移動式のものを除く。）	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	壁掛け型・つり下げ型	7キロワット以下	30	60	100	4.5
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19キロワット以下	60	4.5	4.5 (注5)	4.5
		不燃	開放式	バーナーが露出	壁掛け型・つり下げ型	7キロワット以下	15	15	80	4.5
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19キロワット以下	60	4.5	4.5 (注5)	4.5
	液体燃料	不燃以外	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39キロワット以下	150	100	100	100
					機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39キロワット以下	150	15	100	15
		不燃	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39キロワット以下	120	100	-	100
					機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39キロワット以下	120	5	-	5
上記に分類されないもの						-	150	100	150	100

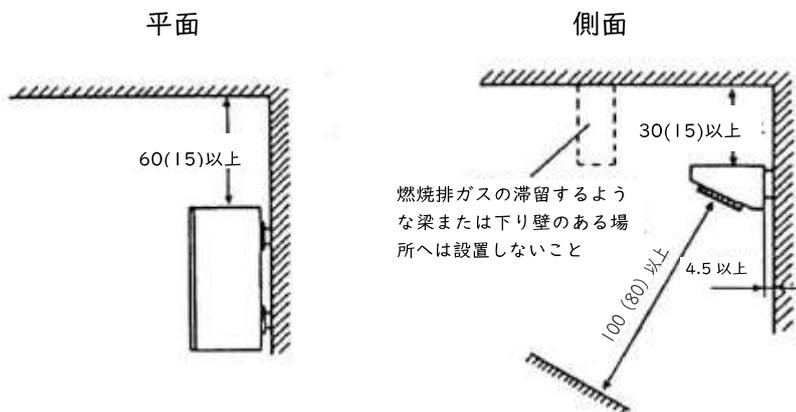
※（注5）熱対流方向が一方向に集中するものにあつては、60センチメートルとする。

<設置例>

図5-1 ストーブ（気体燃料を使用するもの）と建築物等の離隔距離（センチメートル）

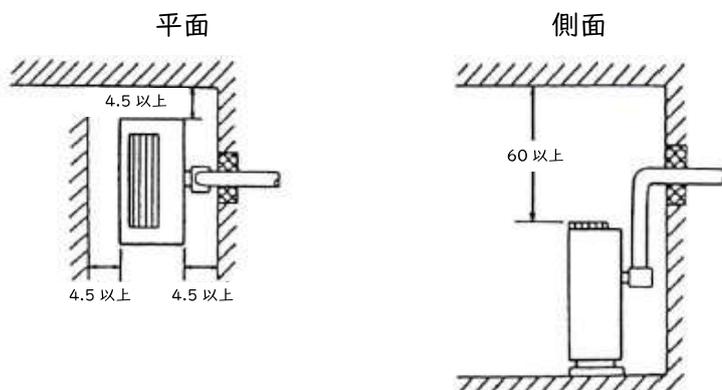
(())内は、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板である場合の離隔距離を示す。以下同じ。)

① 開放式（7キロワット以下で、壁掛け・つり下げ型）

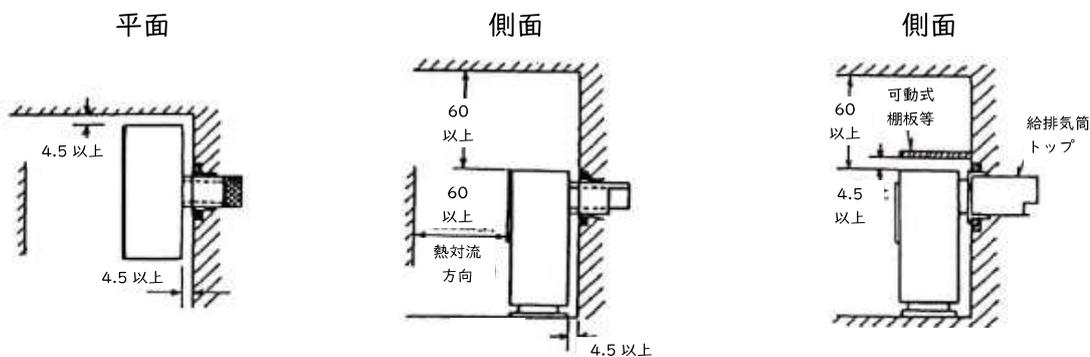


② 半密閉式・密閉式（19キロワット以下で自然対流型）

(1) 半密閉式



(2) 密閉式

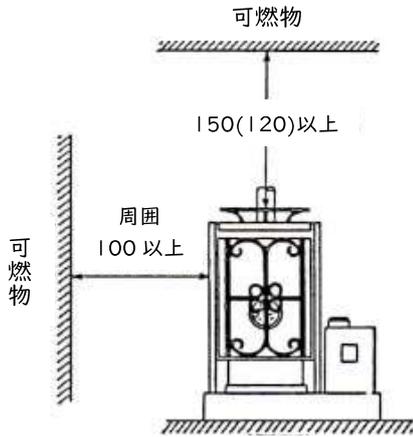


※ (())内は、防熱板を取り付けた場合の寸法とする。

図5-2 ストープ（液体燃料を使用するもの）と建築物等の離隔距離（センチメートル）

- ① 半密閉式（39キロワット以下で機器の全周から熱を放射するもの）

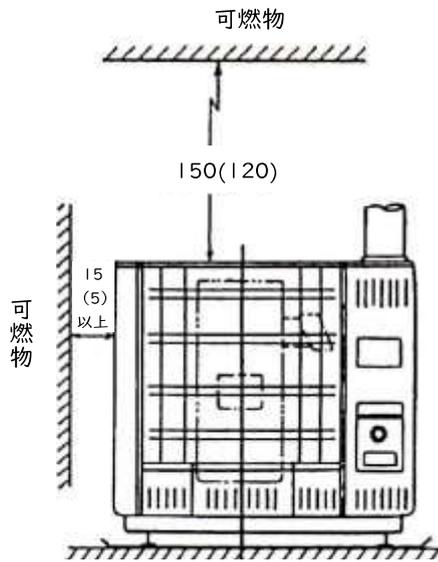
正面



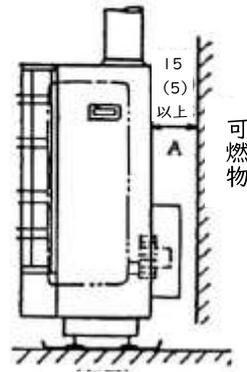
- ② 半密閉式（39キロワット以下で機器の上方又は前方に熱を放射するもの）

正面

側面



A寸法は、基準では15センチメートル以上と規定しているが、煙突と可燃物との離隔距離でも規制される。



※（ ）内は、防熱板を取り付けた場合の寸法とする。

2 第1項について

たき殻受けは、落火を受け、取り出すときに落ちるたき殻を受けるために、通常ストーブ本体の底部又は前部に設けられているが、それは必ず不燃材料で造られたものでなければならないことを規定している。

3 第2項について

第3条の炉の位置、構造及び管理についての規定が、同条第1項第11号から第14号まで及び第17号を除いて、ストーブに準用されることを規定している。暖房用のストーブの場合、第3条第1項第6号の台の規制については、ブリキ、ケイカル板等で台を被覆し、かつ、ストーブとの間に5センチメートル以上の空間を設け、有効に底面通気を図る場合は、可燃性の部分があっても同号に適合するものとして差し支えない。この場合、台上に落ちた落火、灰等を直ちに取り除く等第3条第2項第1号の規定を特に遵守する必要がある。また、第3条第1項第9号についても、異常にストーブが赤熱しない場合は、ストーブ本来の目的から見て過度に温度が上昇しないものとして差し支えない。